



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため  
軽自動車税(種別割)の  
減免申請期限を延長します



ターゲット 17.1

令和2年5月18日

郡山市税務部

市民税課

担当：小林 貴則

TEL：924-2081

SDGs ターゲット 17.1 「課税及び徴税能力向上のため、国内資源の動員を強化する」

政府の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、軽自動車税(種別割)の減免申請の期限を延長します。

1 期限延長の対象

令和2年度分軽自動車税(種別割)の減免申請期限

2 期限延長となる対象車両

郡山市内を主たる本拠の位置としている軽自動車

3 期限が延長される期日

申請期限：令和2年5月25日(月)を、令和2年6月30日(火)に延長します。

〈延長の趣旨〉

心身に障がいのある方のために日常生活等で使用する軽自動車などについて、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税(種別割)の減免を行っています。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、令和2年度分の軽自動車税(種別割)について、令和2年5月25日(月)までとなっている減免申請期限を令和2年6月30日(火)まで延長します。

なお、納期限は延長されませんのでご注意ください。

〈対象車両の詳細〉

郡山市内を主たる本拠の位置としている以下の車両

- ・身体障害者等の日常生活などのために使用する軽自動車
- ・身体障害者等のための車椅子の昇降装置など、一定の構造を持つ軽自動車
- ・社会福祉法人など、特定の団体が公益のため直接専用する軽自動車